

三労発基0525第10号

令和5年5月25日

四日市コンビナート協力会社

災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長

(公印省略)

作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機
溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の
測定の方法等の一部を改正する告示（令和5年厚生労働省告示第174号）【別添1】
が、令和5年4月17日に告示され、別添2の施行通達を踏まえ、令和5年10月1日
（一部は令和6年4月1日）から適用することとなりました。

つきましては、改正の趣旨等をご理解いただきますとともに、貴団体におかれま
しても、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知徹底等につきましてご協力を
賜りますようお願い申し上げます。